

議案第 1 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に 関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成21年3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年 5 月20日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第38項を次のように改める。

（平成21年度から平成23年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

- 38 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条の規定により、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第38項の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成20年度までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。